

福岡県人権施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、県が取り組むべき人権施策の基本的方向や施策の在り方等について広く意見を求めるため、福岡県人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見陳述又は提言を行う。

- (1) 人権施策の基本的な方向や施策の在り方に関すること。
- (2) その他人権施策推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、人権問題に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇話会の会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 懇話会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 懇話会に、専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、福祉労働部人権・同和対策局調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。